

安い掛金
幅広い保障

どけん火災共済

火災なら

最高 **6,000万円** + 臨時費用 **15%** (上限200万円)



自然災害なら 最高 **450万円** + 臨時費用 **15%**

- 火災だけでなく、自然災害や第三者加害行為・落雷・漏水など幅広く保障
- 組合独自の体制で早い給付
- 組合員の声を反映し2020年4月から付属物の損害も5万円を上限に給付算定に加えます。

オプション

地震が原因の火災被害は地震共済での保障となります
万が一に備え、地震共済にも加入しましょう

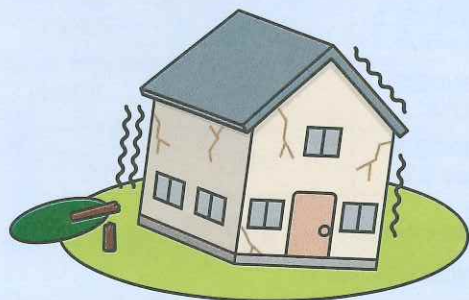


被災時の
生活再建に

どけん地震共済

地震・噴火が原因なら

最高 **1,200万円**



- 大規模震災などで罹災証明書の発行が遅れている場合は一定額の仮払金を支払います。他にはないどけん地震共済だけの制度です。
- 再共済として海外の保険マーケットにリスクを分散しているため首都圏の大規模震災にも対応した安心運営です。

火災共済・地震共済重要事項

【被害に遭われたら】

加入物件が被害に遭われたら、すぐに所属の支部またはどけん共済会へご連絡ください。現場調査時に被害状況が確認できない場合（修理済など）は、給付できませんので、ご注意ください。また、共済金の請求期限は、事由発生日から1年です。

【給付対象とならないもの】

建物内に収容されていない家財、美術品・貴重品・通貨・記録物等、植物・生き物、125cc以上の自動車、商品・什器・事業用の家財、盗難されたもの、その他規定細則による。

【鉄筋・木造等の区分】

鉄筋コンクリートの建物は「鉄筋」、それ以外の鉄骨または木造の建物は「木造等」の区分となります。鉄骨住宅で1時間以上の耐火建築物であることを公的な書面で確認できる建物は「鉄筋」として加入できます。建物区分を誤って加入していた場合、給付金が半分になることがありますのでご注意ください。

【組合脱退に伴う取扱い】

組合脱退後は、火災共済、地震共済とも契約更新はできません。（直近の満期までは契約を継続できます）。

【通知義務】

契約物件が空き家になった場合や、使用状況、所有者が変わった場合などは、その時点で届け出が必要です。届け出がされずに被害に遭った場合、給付できませんのでご注意ください。

【他の保険や共済に加入されている方へ】

どけん火災共済及び地震共済は、労働組合の自主的な共済として仲間の助け合いを目的に運営・給付をおこないます。しかし、それにより、他保険等では扱分給付をされる場合がありますのでご注意ください。

【個人情報の取扱いに関する説明事項】

- 1 本契約に関する個人情報を、共済契約の引受判断・履行（共済金の支払い等）及び、各種サービス、他の共済制度等の案内のために利用します。
- 2 本契約の引受判断・履行（共済金の支払い等）に必要な範囲において、また共済制度の健全な運営確保と不正請求防止のため契約内容、事故内容、共済金請求に係る個人情報を組合役員・書記局（本部・支部など）及び「第三者」に提供することがあります。上記「第三者」とは、共済事故の関係者（共済団体・損害保険会社、共済事故損害調査会社、修理業者等）、医療機関、再共済団体等をいいます。

※詳細は、加入証書に同封する「火災共済・地震共済のしおり」をご覧ください。
お問い合わせは所属支部または神奈川土建どけん共済会 ☎045-453-9806



神奈川土建
Webサイト

東京土建

埼玉土建

千葉土建

神奈川土建

京建労

どけん火災共済の保障

火災等共済金

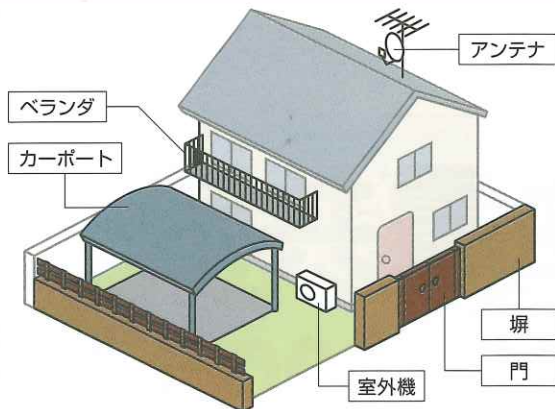


被害の程度	焼破損割合	支払い額
全焼	66%以上	1口10万円の全額
その他	66%未満	1口10万円を限度とした標準価格

※電気製品の落雷被害は30万円が限度。
※第三者加害行為は損害額が1万円以上のもの。
※付属物の損害は契約共済金の10%まで。

+ 臨時費用 上限200万円 支払い共済金の15%

付属物の給付



建物の躯体と構造を一つにしていなくても、日常生活で使用し、建物の効用上不可分の関係にあるものを付属物といいます。

付属物の損害は、火災等の場合は住宅契約共済金の10%、自然災害等の場合は5万円を上限とし実損額の範囲内で損害認定します。(住宅の加入が無い場合は家財の契約共済金で認定します。)

地震災害見舞金

被害の程度	1口あたりの保障額	支払い限度額(住宅)	支払い限度額(家財)
全壊	10,000円	100万円	20万円
半壊	5,000円	30万円	10万円
一部損壊	1,000円	5万円	3万円

※損害区分(被害の程度)は自治体の「罹災証明」による。

諸費用共済金

支払い額	
持ち出し家財共済金	契約額の20% 上限100万円
失火見舞費用共済金	契約額の20%(1世帯40万円) 上限100万円
漏水見舞費用共済金	契約額の20%(1世帯15万円) 上限50万円
修理費用共済金	契約額の20% 上限100万円
風呂の空だき	5万円 風呂釜と浴槽の損害 2万円 風呂釜の損害
住宅災害死亡共済金	契約者 2万円 親族1人 1万円

自然災害等共済金

給付区分	損害の程度	1口当たりの認定額	給付限度額
全壊・流失	破損割合50%以上	45,000円	450万円
大規模半壊	破損割合40%以上	25,000円	250万円
半壊	破損割合20%以上	15,000円	150万円
部分壊1級	損害額 100万円以上	4,000円	52万円
部分壊2級	損害額 50万円以上	2,000円	26万円
部分壊3級	損害額 20万円以上	1,000円	13万円
部分壊4級	損害額 20万円未満	500円	6万5千円
床上浸水A 1級	居住床面積50%以上 高さ100cm以上	10,000円	130万円
床上浸水A 2級	居住床面積50%以上 高さ70cm以上	7,000円	91万円
床上浸水A 3級	居住床面積50%以上 高さ40cm以上	5,000円	65万円
床上浸水A 4級	居住床面積50%以上 高さ40cm未満	3,000円	39万円
床上浸水B 1級	浸水A以外の認定 高さ70cm以上	3,000円	60万円
床上浸水B 2級	浸水A以外の認定 高さ70cm未満	1,000円	20万円

※損害額は共済会の損害算定による
※破損割合は損害額を延べ坪に1坪あたりの最大共済金を乗じた額で除したものとす
※損害の程度に含める付属物の損害額は1事故5万円を上限とする

+ 臨時費用 支払い共済金の15%

オプション

どけん地震共済の保障

地震共済金

●地震や、噴火またはこれらを原因とした損害が生じた場合、自治体からの罹災証明書にもとづいて給付します。

●罹災証明書の発行が遅れている場合でも一定額の仮払金を支払います。

損壊区分 (罹災証明書による)	1口あたりの保障額	支払い限度額
全壊	50,000円	1,200万円
大規模半壊	25,000円	600万円
半壊	15,000円	360万円
一部壊・その他	1,500円	36万円

どけん火災共済

組合員または組合員と生計を同じくする二親等以内の親族(以下組合員等)が所有している住宅・家財に加入できます。
加入時、給付事由が発生していないことを確認して下さい。

住宅

- 持ち家を他人に貸している
- 元請負人として新築・増築中
- 事務所・作業場

住宅+家財

- 持ち家に住んでいる
 - 別棟・別荘
- ※家財だけでも加入できます

家財

- 借家(賃貸住宅)に住んでいる



住宅の加入上限と最大保障額

※1つの建物で400口をこえる加入はできません

自家・貸家 新築・増築	坪数 × 8口 (一坪80万円保障)	かつ 400口まで (4,000万円保障)
事務所	坪数 × 8口 (一坪80万円保障)	かつ 200口まで (2,000万円保障)
作業場	坪数 × 4口 (一坪40万円保障)	かつ 200口まで (2,000万円保障)
別棟・別荘	坪数 × 8口 (一坪80万円保障)	かつ 100口まで (1,000万円保障)



家財の加入上限と最大保障額

※別棟・別荘は100口が限度。複数物件に加入する場合、一世帯の合計は400口が限度。

契約者の 年齢	居住者数				
	1人	2人	3人	4人	5人以上
29歳以下	50口 (500万円保障)	80口 (800万円保障)	90口 (900万円保障)	100口 (1,000万円保障)	140口 (1,400万円保障)
30~39歳	60口 (600万円保障)	150口 (1,500万円保障)	160口 (1,600万円保障)	180口 (1,800万円保障)	200口 (2,000万円保障)
40~49歳	90口 (900万円保障)	200口 (2,000万円保障)	200口 (2,000万円保障)	200口 (2,000万円保障)	200口 (2,000万円保障)
50歳以上	100口 (1,000万円保障)	200口 (2,000万円保障)	200口 (2,000万円保障)	200口 (2,000万円保障)	200口 (2,000万円保障)

加入できる住宅と家財

自家・借家 …組合員が生活の本拠地として居住している。

※「併用住宅」は20坪未満かつ居住面積より少ない建設業の事務所(店舗)または作業場を兼ねる場合に限ります。併用住宅で加入した場合でも事業用の家財は保障対象となりません。

貸家 …組合員等が所有し、居住用に貸している。

※寮・社宅・寄宿舎等は加入できません。(加入時、確認書が必要)

別棟・別荘 …組合員等が所有し、親族が居住している。また

は、月1回以上使用しているか、管理会社に管理委託している。
(加入時、写真&申告書&構造の分かる書類が必要)

新築・増築 …組合員個人が元請負人となり建築している。

※完成引渡しまでの間(1年以内)工事済部分を保障します。
(加入時、申告書が必要)

事務所・作業場 …組合員等が個人で所有し使用している建設業の事務所・作業場。

※借りたり貸したりしているものは対象外です。
(加入時、写真&申告書&構造の分かる書類が必要)

●法人名義の建物、簡易住宅、事業用の家財・商品等はどけん火災共済会では保障できません。加入できない物件は神奈川県火災共済協同組合の制度をご紹介します。

年掛金の計算

●契約の発効は、入金日の翌日以降です。

住宅 □ ●10口以上	+	家財 □ ●10口以上	=	合計 □ ●50口以上	×	<table border="1"> <tr> <td>木造等 60円 (作業場は100円)</td> </tr> <tr> <td>鉄筋 30円 (作業場は50円)</td> </tr> </table>	木造等 60円 (作業場は100円)	鉄筋 30円 (作業場は50円)	=	年掛金 □ 円
木造等 60円 (作業場は100円)										
鉄筋 30円 (作業場は50円)										

どけん地震共済

火災共済に加入している
本人居住の物件のみ加入できます

加入上限と最大保障額

	住宅	家財
自家 借家	火災加入口数かつ 200口まで (1,000万円保障)	40口まで (200万円保障)

- 加入口数は、火災共済の口数範囲内で自由に設定できます。
(住宅・家財どちらか一方でも加入できます。)
- 契約者は組合員本人に限ります。
- 火災共済の契約が分かれている場合でも地震共済に加入できるのは1契約のみです。
- 口座の登録が必ず必要です。
- 自主共済のため所得税等の控除対象となりません。

年掛金の計算

●契約の発効は、入金日の翌月1日以降です。

住宅 □ ●10口以上	+	家財 □ ●10口以上	=	合計 □ ●40口以上	×	<table border="1"> <tr> <td>木造等 165円</td> </tr> <tr> <td>鉄筋 100円</td> </tr> </table>	木造等 165円	鉄筋 100円	=	年掛金 □ 円
木造等 165円										
鉄筋 100円										

お申し込みは
支部事務所!

〈神奈川土建〉どけん火災共済・地震共済申込書 (兼 口座振替依頼書)

私は、どけん火災共済・どけん地震共済の重要事項説明を了承し、下記の通り申込みます。

組 合 員 自 署 欄	支部No.	分会No.	組合員No.	支 部 名	申 込 区 分
					☐ 新規 ☐ 更新 ☐ 変更 ☐ 解約
申 込 日	西 暦	年	月	日	現 住 所
組 合 員 氏 名	フリ ガナ	生 年 月 日		〒	TEL
		西 暦	年	月	日

物件番号	物件名義人	続柄	物件住所					
		☐ 本 人 ☐ 配偶者 ☐ 子 ☐ 父・母 ☐ 他 ()	〒	TEL				
共 済 目 的	建物用途	延床面積	発効日(西暦)	住宅	家財	合計	共 済 掛 金	
☐ 自家 ☐ 借家・借集合住宅 ☐ 貸家・貸集合住宅 ☐ 別棟・別荘 ☐ 新築・増築 ☐ 作業場 ☐ 事務所	☐ 専用住宅 ☐ 併用住宅 ※用途別に 面積を記入	・居住部分 ____坪(m ²) ・作業場 ____坪(m ²) ・事務所 ____坪(m ²)	火 災 年 月 日 地 震 年 月 日 満期日(西暦)	住宅 (上限200口) 口 建物区分 ○木造等 ○鉄筋 ※鉄骨の場合は耐火確認が必要	家財 (上限40口) 口	合計 口	共 済 掛 金 円	
質権設定		居住者数(本人含む)	年 月 末日	合計掛金				
○ する		人		円				
支 部 入 金 日	年 月 日	返金先を指定	☐ 支部 ☐ 登録済口座	取扱者				

支部と本人控え用はコピーをおとりください。

金融機関提出用

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書(収加)

支部番号	組 合 員 番 号 (右づめ)
組 合 員 氏 名	
委 託 者 名	東京土建一般労働組合どけん共済会
料金等の種類	共済掛金等
委託者コード	002266
代金回収受託会社	みずほファクター株式会社

私は、左記団体から請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うことにしたいので下記預金口座振替規定を承認の上、依頼します。(自動払込みの場合を除く)
ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

——— 預金口座振替規定 ——— (ゆうちょ銀行を除く)

- 銀行(金庫・組合)に請求書が送付されたときは、私に通知することなく請求書記載金額を指定された日(当日が休業日の場合は翌営業日)に預金口座から引落しのうえお支払いください。この場合、預金規定または、当座勘定規定にかかわらず、預金通帳、同払戻請求書の提出または小切手の提出はいたしません。
- 振替日において請求書記載金額が預金口座から払戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を含む。)をこえるときは、私に通知することなく、請求書を返却してもさしつかえありません。
- この契約を解約するときは、私から銀行(金庫・組合)に書面により届出ます。なお、この届出がないまま長期間に渡りどけん共済会から請求がない場合等相当の事由があるときは、とくに申出をしないかぎり、銀行(金庫・組合)はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
- この預金口座振替についてかりに紛議が生じても銀行(金庫・組合)の責めによる場合を除き、銀行(金庫・組合)には迷惑をかけません。

(お願い)
記載内容に不備がありましたら、右の該当項目に、印をつけ、下記へご返送下さい。
○不備返送先 〒165-8694 日本郵便 中野北郵便局 私書箱25号
みずほファクター株式会社 決済事業本部

金融機関使用欄

検印	印鑑照合	受付印
----	------	-----

預金口座(ゆうちょ銀行除く)	銀行・組合 金庫・農協	店 出張所	金融機関コード	支店コード
	預金種目	総合(普通)・当座	口座番号	右づめでご記入下さい。
口座名義人	フリ ガナ 氏名	お届け印		

不 備 返 却 事 由	1. 預金取引なし 2. 記載事項相違 (店名、預金種目、 口座番号、口座名義 (備考))	3. 印鑑相違 4. その他 ()
----------------------------	---	--------------------------

振替日・払込日 26日
(金融機関休業日の場合は翌営業日)

金融機関お届け印を
押印して下さい。
(訂正箇所にも押印が必要です)

ゆう ち よ 銀 行	種目コード	契約種別コード	記号(6桁目がある場合は※欄にご記入下さい)	番号(右からつめてご記入下さい)
	1 6 6 3 0 1		0 ※	
口座名義人	フリ ガナ 氏名	お届け印		

払 込 先 口 座 番 号
00130-1-14403
払 込 先 加 入 者 名
みずほファクター株式会社